

文化財の保護

一、文化財の指定

文化的遺産を大切に保存し、広くその活用を図ることは文化振興に欠くことのできない大事なことである。

そのため、文化財を指定し、これを一般に公開する等その文化的活用を図るとともに保存に努めているところである。

国、県及び市町村の文化財指定件数は表7のとおりである。

二、文化財保護審議会

県文化財保護審議会（会長 山口 一郎）は、現在十五名の委員で構成され、県教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について審議を行うため設けられている。

本年三月、同審議会から文化財に指定する旨の答申があり、本年三月三十一日付で指定を行った文化財は表8のとおりである。

三、文化財基礎調査（山岳信仰調査）

文化財の保護と指定推進等の資料とするため年次計画により種別ごとに悉皆調査を行っているが、昭和六十一年

度より三年連続で山岳信仰調査を実施している。

日本古来の信仰である山岳信仰は、山岳修行者によって修験道という独自の信仰にまで発展し、社寺はもとより通過儀礼にまで大きな影響を与えたが、明治初年の修験道廃止によりその信仰は急速に衰微し、学術的にも高い価値を有する遺品は四散の危機にある。

本調査は、これらの遺品とその習俗を悉皆調査し、遺品の所在確認と記録保存を図るものである。

昭和六十一年度 中通り、浜通り悉皆調査

昭和六十二年度 会津地域悉皆調査、中・浜通りの二次調査

昭和六十三年度 会津地方の二次調査、報告書刊行

四、民俗文化財調査（諸職調査）

県内各地に伝承されてきた生活用具、用品等を製作する伝統的技術は、地域に根差した無形の民俗文化財として、また優れた工芸技術の基盤をなすものとして価値の高いものであるが、近年の新しい素材や技術の開発と生活様式の変化に伴って急速に衰微しつつある。本調査は、これらの技術をもった様々な職種、技術の実態とその変遷を調査し、記録保存を図るものである。

昭和六十年より二年連続で調査を実施しており、昨年度においては、九

表7 国・県・市町村指定文化財種別一覧

昭和61年10月31日現在（単位：件）

種別	国	重要文化財								国宝・重要文化財小計	重要無形文化財		重要無形民俗文化財	重要有形民俗文化財	特別天然記念物	史跡及び名勝	名勝及び天然記念物	天然記念物	重伝統的建物群所在地	計	重要美術品			
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	典籍	古文書	考古資料		芸能	工艺技术												
国指定	2	27	3	23	16	1	0	1	6	79	0	0	0	5	4	2	29	2	2	0	24	1	148	33
県指定	—	30	21	69	51	11	1	3	18	204	0	0	0	24	26	—	39	1	0	4	49	0	347	—
市町村指定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	752	0	13	13	99	137	—	243	0	9	0	283	0	1,536	—
合計	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1,035	0	13	13	128	167	2	311	3	11	4	356	1	2,031	33

(注) 市町村指定文化財については61年5月1日現在の件数

表8 昭和60年度県指定文化財指定一覧表

種別	名称	員数	所在地	所有者	所有者の住所
重要文化財	旧手代木家住宅	1棟	喜多方市押切川向5364番地の1	喜多方市	喜多方市宇御清水東7244番地の2
建造物	蒲生秀行廟	1棟	会津若松市門田大字年貢町60番地	弘真院	所在地に同じ
絵画	太田貞喜の巫欧堂田善コレクション	82点	須賀川市池上町6番地	須賀川市	須賀川市八幡町135番地
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1	いわき市常磐湯本町三函317番地	惣善寺	所在地に同じ
工芸品	銅鐘	1	白河市大字大字鹿島34番地	龍藏寺	白河市年貢町60番地
古文書	首藤家所蔵石川文書	2巻	石川郡玉川村大字中字向79番地	首藤忠行	所在地に同じ
考古資料	医王寺の石造供養塔群	3	福島市飯坂町平野寺前38番地	医王寺	所在地に同じ
重要無形民俗文化財	三島の年中行事	—	大沼郡三島町	三島町保存会	大沼郡三島町大字宮下字宮下350番地
史跡	桑折西山城跡	—	伊達郡桑折町大字万正寺地内	桑折町ほか82名	—

合計 9件 内訳 県指定重要文化財 7件 県指定重要無形民俗文化財 1件 県指定史跡 1件